

低濃度 PCB 含有電気工作物の適正な処分の推進に向けた検討会（第 2 回） 議事要旨

日時：2025 年 3 月 3 日（月）14:30-16:30

場所：リモート

出席者：

渡邊委員、金原委員、織委員、大森委員、米良委員

（オブザーバー）

日本配電制御システム工業会 下津専務理事、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 長田技術顧問、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部 馬飼野参事、電気保安協会全国連絡会 佐藤技術部長、関東電気保安協会 事業推進部 芹澤保安グループマネージャー、全国電気管理技術者協会連合会 金谷常任理事、電気事業連合会 微量 PCB 問題検討委員会 小林委員長、電気事業連合会 立地電源環境部 蔵増副部長、送配電網協議会 工務部 蓮池副長、一般社団法人 日本電機工業会 PCB 処理検討専門委員会 玉谷委員長、一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 齋藤部長、一般社団法人 日本電機工業会 環境ビジネス部 吉田 PCB 処理推進課長
環境省 廃棄物規制課、経済産業省 資源循環経済課環境管理推進室

議事概要：

事務局から資料 1、電気保安協会全国連絡会から資料 2 の説明後、日本配電制御システム工業会、米良委員よりヒアリング事項への説明あり、各委員・オブザーバーからの主なコメントは以下のとおり。

<委員及びオブザーバーからの説明>

●変圧器・コンデンサー等の供給の状況について

- ・配電制御盤は、業界全体として現在需要期にあり、2026年から2028年頃にピークを迎える見通し。コロナで止まっていた民間設備投資の再開や大都市圏での再開発事業、全国規模で建設が続いているデータセンターや半導体関連の大型物件並びに電池関連の投資が市場を牽引している。
- ・低濃度P C B廃棄物の処分期限である2027年、令和9年3月末はまさにこのピークの時期に当たる。仮に現在稼働している盤製品が使用寿命を残したまま、低濃度P C Bの汚染可能性があることのみで代替えをされる状況になれば、当工業会（日本配電制御システム工業会）会員企業の製造キャパシティーでは対応できなくなることも想定される。
- ・業界の商習慣として、配電制御設備等に組み込まれるトランスやコンデンサーといった大型機器は、自社で直接購入するよりも、発注元であるサブコンや電気工事会社から支給されることが多いが、近時の配電制御盤の需要の高まり等から、サブコン各社からのトランスやコンデンサーの納期が長期化している傾向にある。
- ・トランスについては2026年（令和8年4月）より、第3次判断基準に基づく新しい規格の変圧器に移行が開始する。これにより変圧器が大型化し、キュービクルそのものの大型化も見込まれ、この点もまた需給の圧迫要因たりうる。
- ・1991年以前とそれ以降ではP C Bの検出件数に差が開いていることに鑑みれば、工業会としては、危険度に応じて代替えを進めるといった観点から、1991年以降に製造された配電制御盤は代替えの対象から除外し、検出件数の多い群を絞込んだうえで、それらを優先的に交換することが有効と考える。
- ・政策的支援においては、機器の更新・廃棄費用等、一連の費用への補助金等が必要になるのではないかと考える。
- ・市況については、日本配電制御システム工業会の指摘に同じく、2026年～2028年を通してピークを迎えるものと捉えている。特に関東地域を中心に、都市の再開発もまだ需要が旺盛であろうと関係者から聞く。
- ・第3次トップランナーのトランス・コンデンサーが大型化していくことを受け、現在設置している受変電設備（キュービクル）のサイズが改変する見込み。このため、屋内型では電気室、屋外型でも、屋上の既存のスペースに更新機器が収まり切らない懸念が出てくる。かなり大規模な電気室並びに屋外型キュービクルの配置変更等も勘案していか

なくてはならない。関連の強いサブコン、電気工事業者、電気保安協会の方々等の負担がここら辺で増えてくるのではないかな。

- ・仮にトランス・コンデンサーの使用を令和9年3月31日以降一切認めないという厳格な線引きを行う場合、低濃度PCBを含有しているトランスを保有する事業者が機器を処分して以降、後継のトランス・コンデンサー、ないし受変電設備そのものの納品が遅れる場合が想定され、その場合、電力の供給ができず、当該ビルや工場の運営ができなくなることが想定される。ある程度の救援措置を設けることも検討すべきであり、特に中小経営者であるビルオーナー、工場経営者等においては、この点の懸念の払しょくが重要になる。

<委員等からの主な御意見・御質問>

- ・令和8年から新基準になり、機器が大型化することによって、それ以前の2026年から2028年まで、生産系がピークになって追いつかないというのは、ゆゆしき問題であると感じる。
- ・2028年のPCB廃絶に向けて、ストックホルム条約では毎年のように委員会でも各国がどういう状況であるかをチェックしている。廃絶というところが目標としては最後になるため、その点について国の認識をお聞きしたい。

環境省より回答

- ・環境省は廃絶について、現在のところPCB特措法にあるとおり、まずは処理期限に向けて、PCB廃棄物については全数処理できるように目指している。ストックホルム条約では2028年までの適切な管理及び廃棄物の適正処理を求められていると認識しています。
- ・特措法の手続については、JESCOのホームページ、それから環境省のパンフレット等々で周知されているのは認識している。中小企業等々への浸透如何については、経産省で全ての事業者を把握しているのではないかな。そのうえで、各業界団体があり、中小企業にも相応の団体がある、というような、輻輳化した構造があると理解している。最終的なチェック体制であれ、どこが把握しているのか、ピラミッド的な構造は今なされているのか、質問したい。

経済産業省より回答

- ・御指摘があった、中小企業に対してどの程度浸透しているのか、どういう形でやっているのかといったところは、現在、中小企業の団体等々に周知はやっているものの、今後、中小企業の団体全てに周知できるかといったところについては、重要だと考えているので、しっかり周知を進めていくところと考える。
- ・一方で、今後の手続について、使用中製品への規制が、仮に電事法とPCB特措法の両方に跨ぐ形で出されるようになると、手続が煩雑になる。現状でも、中小企業の末端まで手続が浸透していないところがあるため、この点は、環境省とよく打合せをした上で一緒に考えていきたい。
- ・中小企業は人手が足りない中で二重管理にならないように、届出をしていくということに関して分かりやすい基準にしていくべき。中小機構や中小企業庁、商工会議所のサポートが重要。補助金の周知も、実際にコンデンサーを使っている町工場のネットワークをうまく活用しながら進めると良い。現場にまだ浸透していないところが多いと感じる。
- ・変圧器・コンデンサー等の供給状況について、資料によれば、高圧変圧器は1993年以前に製造された製品で19万台と、依然一定の台数が存在していると認識している。供給量を単に増やすということは難しいので、政策面では需要とのギャップを十分意識する必要がある。処分期限が令和9年3月と設けられているなか、年度で対象製品を絞り込むなり、疑わしきものをどのように処分するかということを手前に設計することでこの需給ギャップをある程度制御することができる。
- ・数量的に、疑わしい機器がどの程度存在するかを把握して、令和9年3月に向けてどのように進めるかは、保安協会等の協力を借りながら、計画的な流れを示していく必要がある。
- ・特措法と電事法の両方にまたがる中で、分析・届出をどのようにやらせるのかについては、環境省と経産省でよく連携することが重要。
- ・電気工作物の該当・非該当で適用法令が分かれる点も、現場を知っている人間でないと分からない。制度所管に捕らわれず、そのあたりの中小企業の実態を分かっている自治体や、中小企業庁、中小企業機構あるいは商工会議所がどうやってお互いに現場を拾えるかというところにかかってくる。中小企業の方にとっては何のメリットもない話であり、「見つからなければいいや」という話になってしまうかもしれない。日本のPCBリスクを減らすためにぜひ御協力いただきたいということを、周知徹底していくことが

重要。

- ・低濃度PCBが疑われる機器について、検出事例等が蓄積されているのであれば、機器ごとにクリアな年度、危険な年度、グレーな年度を決め、グレーな年度については、ある程度メーカー・機種を特定して、それを絞り込んでおくことで煩雑さを減らせることができるのではないか。
- ・電気事業法とPCB特措法の二重の縛りがかけられているため、運用時は電気工作物に、取り外してしまえば廃棄物になる。届出先が環境省と経済産業省にまたがるとなると、届出先・様式がまた変わるかもしれない。DX化により、電子関係の書類の共有を図りながら、うまく整理できればいいのではないかな。
- ・中小企業や機器の設置者に対しては調査に費用がかかるというところの点が問題ではないか。点検、運搬に費用がかかる。また、疑い製品を廃止、廃棄する際にはPCB濃度分析を行い、PCB非含有が確認された場合は、その旨を届け出れば対象廃棄物はPCB特措法の対象から外れるようにすると書かれているが、PCB濃度分析を行うことにお金がかかるので、この点でやりたくない、やらずに全部PCB含有で費用なしで、例えば国の費用でやってくれるのだったら全部それでいいという中小企業の方もいるのかもしれない。
- ・また、特に中小企業だとか、そういった疑わしい製品を所有している事業者にとっては、処分期限が令和9年3月で期限が切れる旨の広報と同時に、調査等の一連の概算費用の周知も併せてするのが良いのではないかな。
- ・PCB廃棄物の処理に関する情報は現在、周知策ではまだまだ行き届いていない認識であり、中小企業、小規模事業者に対して確実に情報を届けることが課題とも思っている。商工会からもチラシ等で経営層に直接発言することで、より多くの事業者に周知することができると考えており、全国商工会や連合会、担当課で連携して進めてまいりたい。
- ・これら高圧機器のPCB含有を分析するに当たっては年次点検、例えばビルであれば、年に1度、停電した際でないとは分析が行えない。したがって、令和9年という期限はさておき、需要家によっては停電検査の周期が年に1回、場合によっては3年に1回と設定されている。分析自体が、年次点検等の機会がないと行えないことも、考慮をさせていただきたいと思う。
- ・加えて、銘板等の確認については、月次点検のときに銘板を見分けられるほど接近することが危険を伴う。実際には年次点検等で電気を停電し、安全が確保された状態でない

と銘板等が確認できないのが実態。

- ・ 大手であれば、ある程度横の連携も出てきているが、中小企業だと、どこが何を使っているのか、コンデンサーなのかトランスなのか柱上なのかも分からない状態の中で自分たちが対象になっていて、それを処理しなくてはいけないという状況をまず伝えるところになる。例えば一般的に中小企業事業団とか中小企業庁のホームページを見るのかどうかと言われれば、難しいはず。
- ・ 地域の町工場ごとのネットワークにどこまで食い込んでいけるのかが肝心。一般的には日本全国で広く情報を出すということも必要になってくるが、優先順位をある程度決め、多そうなところ、使っていそうなところに集中し、その中できめ細やかにネットワークを通じて広げていくという、星取表のような形で優先順位を決めて、具体的な施策を打っていくほうが良いと考える。高濃度PCBの洗い出しについても、今までの経緯から見れば、自治体の方のきめ細やかな対応があったからこそ洗い出しが功を奏した。
- ・ あと一押しの一番のポイントは、点検されている電気主任技術者の方ではないか。電気主任技術者の方が直接施設あるいは企業の長にはいかなくても、総務部など、お金を管理しているようなところに対して、「こういう費用が今後かかる可能性がある」と点検時にPRしていくことが重要な危機感を持たせる。設置者と主任技術者両方に危機感を持たせる必要があるのではないか。
- ・ 保守点検の現場の視点から、課題としては以下の点があげられる。
 1. 設置者に御説明をしたところで、費用がかかるというところ。
 2. 疑わしい機器がはっきりしていないところ。メーカー、型式、製造年等がはっきりしていればターゲットがはっきりするものの、そこがなかなかはっきりしていないので、強く言えないという点。
 3. 期限ぎりぎりまで使いたい事業者が多いところ。特にコンデンサーは、分析に機器の破壊を伴うため、主任技術者としても、使えるものであればぎりぎりまでと考えており、なかなかそこを強く言えない。
- ・ 何かと活況しているだろうという推測があり、個社の事情を申し上げて恐縮ではあるが、今年10月ぐらいまでは新規受注ができないような立て込み方をしている。令和9年までは似たような状況で推移するのではないかという推測が立っている。
- ・ 調査の旗振りをする以上は、優先順位として、90年までに製造されたものを先に見ていくということも1つの案かと考える。

- ・市況を鑑みて、トランス・コンデンサーがなかなか入らないような状況が想定される以上、例えば届出だけでも令和9年3月31日までで提出させる等のやり方も、1つの検討課題として入れるべきではと考える。